

## 利用規約

この利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社トラスト・エクスプレス(以下、「当社」といいます。)がこのウェブサイト上で提供するサービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。登録ユーザーの皆さま(以下、「ユーザー」といいます。)には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

### 第1条(適用)

1. 本規約は、ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め(以下、「個別規定」といいます。)をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

### 第2条(利用登録)

1. 本サービスにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、当社の定める方法によって利用登録を申請し、当社がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。
2. 当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  1. 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
  2. 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
  3. その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

### 第3条(ユーザーID およびパスワードの管理)

1. ユーザーは、自己の責任において、本サービスのユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。
2. ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。当社は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録しているユーザー自身による利用とみなします。
3. ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第4条(運送料金および支払方法)

1. ユーザーは、本サービスの有料部分の対価として、当社が別途定め、当社から提示した運送料金を、当社が指定する方法により支払うものとします。
2. ユーザーが運送料金の支払を遅滞した場合には、ユーザーは年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 利用規約

### 第5条(禁止事項)

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 法令または公序良俗に違反する行為
2. 犯罪行為に関連する行為
3. 本サービスの内容等, 本サービスに含まれる著作権, 商標権ほか知的財産権を侵害する行為
4. 当社, ほかのユーザー, またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり, 妨害したりする行為
5. 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
6. 当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
7. 不正アクセスをし, またはこれを試みる行為
8. 他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
9. 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
10. 本サービスの他のユーザーまたはその他の第三者に不利益, 損害, 不快感を与える行為
11. 他のユーザーに成りすます行為
12. 当社が許諾しない本サービス上での宣伝, 広告, 勧誘, または営業行為
13. 面識のない異性との出会いを目的とした行為
14. 当社のサービスに関連して, 反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
15. その他, 当社が不適切と判断する行為

### 第6条(本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  1. 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
  2. 地震, 落雷, 火災, 停電または天災などの不可抗力により, 本サービスの提供が困難となった場合
  3. コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
  4. その他, 当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 当社は、本サービスの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

### 第7条(利用制限および登録抹消)

1. 当社は、ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。
  1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  2. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  3. 料金等の支払債務の不履行があった場合
  4. 当社からの連絡に対し、一定期間返答がない場合

## 利用規約

5. 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
  6. その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第8条(退会)

ユーザーは、当社の定める退会手続により、本サービスから退会できるものとします。

### 第9条(保証の否認および免責事項)

1. 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。
2. 当社は、本サービスに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当社とユーザーとの間の契約(本規約を含みます。)が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
3. 前項ただし書に定める場合であっても、当社は、当社の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当社またはユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)について一切の責任を負いません。また、当社の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害の賠償は、ユーザーから当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。
4. 当社は、本サービスに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

### 第10条(サービス内容の変更等)

当社は、ユーザーへの事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、ユーザーはこれを承諾するものとします。

### 第11条(利用規約の変更)

1. 当社は以下の場合には、ユーザーの個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。
  1. 本規約の変更がユーザーの一般の利益に適合するとき。
  2. 本規約の変更が本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社はユーザーに対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。

### 第12条(個人情報の取扱い)

当社は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当社「プライバシーポリシー」に従い適切に

## 利用規約

取り扱うものとします。

### 第 13 条 (通知または連絡)

ユーザーと当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。当社は、ユーザーから、当社が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

### 第 14 条 (権利義務の譲渡の禁止)

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

### 第 15 条 (準拠法・裁判管轄)

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

以上

# 運送約款

## 第1章 総則

### (事業の種類)

#### 第1条

- 1 弊社は、貨物自動車運送事業を行います。
- 2 弊社は、前項の事業に付帯する事業を行います。

### (適用範囲)

#### 第2条

- 1 弊社の経営する貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 2 弊社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第2章 運送事業

### 第1節 運送の引き受け

#### (受付日時)

#### 第3条

- 1 弊社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

#### (運送の順序)

#### 第4条

- 1 弊社は、運送の申込みを受けた順序により、荷物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい荷物を運送する場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

#### (送り状)

#### 第5条

- 1 弊社は荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を一口ごとに発行します。この場合において、第1号から第4号までは荷送人が記載し、第5号から第15号までは弊社が記載するものとします。
  - (1) 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号
  - (2) 荷送人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
  - (3) 荷物の品名及び個数
  - (4) 運送上の特段の注意事項(壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等物の性質の区分その他必要事項を記載するものとします。)
  - (5) 運送の扱い種別
  - (6) 弊社の名称、住所及び電話番号
  - (7) 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称
  - (8) 荷物の受取日時
  - (9) 荷物引渡予定日時(特定の日時に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します。)

## 運送約款

- (10) 重量及び容積の区分
- (11) 運賃その他運送に関する費用の額
- (12) 責任限度額
- (13) 問い合わせ窓口電話番号
- (14) 品代金の取立てを委託するときは、その旨
- (15) その他荷物の運送に関し必要事項

(荷物の内容の確認)

### 第6条

- 1 当店は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
- 2 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項から荷送人の記載したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 3 第1項の規定により点検をした場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

(荷造り)

### 第7条

- 1 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

(引受拒絶)

### 第8条

- 1 弊社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
  - (1) 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
  - (2) 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第6条第1項の規定による点検の同意を与えないとき。
  - (3) 荷造りが運送に適さないとき。
  - (4) 当該運送に適する設備がないとき。
  - (5) 運送に関し荷送人から特別の負担をもとめられたとき。
  - (6) 信書の運送等、運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
  - (7) 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの

イ その他当店が特に定めて表示したもの(次に掲げる荷物は引き受けません。)

#### (1) 貴重品

- ア 白金、金、銀、その他貴金属及びその製品
- イ イリジウム、タンゲステン、その他の稀貴金属及びその製品
- ウ 通貨(紙幣、貨幣)及び金券
- エ 株券、債券、プリペイドカード、その他有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
- オ ダイヤモンド、ルビー、サファイア、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品

## 運送約款

カ 美術品及び骨董品

- (2) 生きた動物(魚類を含む)
- (3) 遺体、遺骨
- (4) 危険品
- (5) 複数の個人情報が入ったもの
- (6) 前記(4)並びに(5)の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは、要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの
- (7) 包装、荷造の不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し又は変質し易いもの、臭気を発するもの、その他他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの
- (8) 人若しくは、搭載物件又は航空機に害を及ぼすと当社が認めたもの
- (9) 送り状の記載事項に関する申告を虚偽と当社が認めたもの
- (10) その他航空保安上当社が不適当と認めたもの

前記(1)から(10)に掲げるもののほか、航空会社において引受けを制限している荷物及び品目分類運賃が適用される荷物は引き受けません。

- (8) 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(外装表示)

### 第9条

- 1 弊社は、荷物を受け取る時に、第5条第1号から第6号まで、第8号、第9号、第12号から第14号までに掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を外装に貼付します。

### 第10条

- 1 弊社は、荷送人の利益を害しないかぎり、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

### 第2節 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

### 第11条

- 1 弊社は、送り状に記載した荷物引渡予定日時までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日時を超過して引き渡すことがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時を記載してその運送を引き受けたときは、送り状に記載した荷物引渡日時までに荷物を引き渡します。

(荷受人以外の者に対する引渡)

### 第12条

- 1 当店は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。

- (1) 配送先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- (2) 配達先が前号以外の場合 その管理者、従業員又はこれに準ずる者

(留置権の行使)

## 運送約款

### 第 13 条

- 1 弊社は、荷物に関し受け取るべき運賃その他運送に関する費用(以下「運賃等」という。)の支払いを受けなければ、当該荷物の引渡しをしません。
- 2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃等を所定期日までに支払わなかったときは、当店はその支払いを受けなければ、当該荷送人との運送規約によって当店は占有する荷送人所有の荷物の引渡しをしないことがあります。

(引渡しができない場合の措置)

### 第 14 条

- 1 弊社は、荷受人を確知することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を怠りも若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

(引渡ができない荷物の処分)

### 第 15 条

- 1 弊社は、相当の期間内に前条第 1 項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から 1 ヶ月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却その他の処分をすることができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。
- 2 当店は、前項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。
- 3 弊社は、第 1 項の規定により荷物を処分したときは、その代金を運賃等並びに指図の請求、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

### 第 3 節 指図

(指図)

### 第 16 条

- 1 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときに消滅します。
- 3 第 1 項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

### 第 17 条

- 1 弊社は、運送上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 2 弊社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

### 第 4 節 事故

(事故の際の措置)

### 第 18 条

- 1 弊社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 2 弊社は、荷物に著しい毀損その他の損害を発見したとき、又は荷物の引渡し荷物引渡予定日時より著しく



## 運送約款

遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

- 3 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送を中止、返送その他適切な処分をします。
- 4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 5 第2項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生じると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 7 第2項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三者の規定による処分に要した費用は、荷物の毀損その他の損害又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは弊社の負担とします。

(危険品等の処分)

### 第19条

- 1 弊社は、荷物が第8条第7号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。
- 2 前項の規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 3 弊社は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明の発行)

### 第20条

- 1 弊社は、荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物引渡予定日から1ヶ月以内に限り、事故証明書を発行します。

### 第5節 運賃等

(運賃等の收受)

### 第21条

- 1 弊社は、荷物を受け取る時に、運輸大臣に届け出た運賃等を收受します。
- 2 弊社は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收受することを認めることがあります。
- 3 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 4 弊社は、收受した運賃等の割戻しはいたしません。

(延滞料)

### 第22条

- 1 弊社は、荷物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃等を支払わなかったときは、荷物を引き渡した日の翌日から運賃等の支払いを受けた日までの期間に対し、年率14.5パーセントの割合で、延滞料の支払いを請求することがあります。

(運賃等の払い戻し等)

### 第23条

## 運送約款

- 1 弊社は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、荷物の滅失、著しい毀損又は遅延(第 11 条第 2 項の場合に限る。)が生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当社が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

(事故等と運賃等)

### 第 24 条

- 1 弊社は、第 16 条及び第 18 条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の役割に応じて、運賃等を収受します。ただし、既にその荷物について運賃等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときは荷送人又は荷受人にその支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

### 第 25 条

- 1 弊社は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、配送の手配を行う前までに運送が中止されたときは、この限りではありません。

### 第 6 節 責任

(責任の始期)

### 第 26 条

- 1 荷物の滅失又は毀損についての弊社の責任は、荷物を荷送人から受け取ったときに始まります。

(責任と挙証)

### 第 27 条

- 1 弊社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、毀損又は遅延について損害賠償の責任を負います。

(免責)

### 第 28 条

- 1 弊社は、次の事由による荷物の滅失、毀損、遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 荷物の欠陥、自然の消耗
- (2) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- (3) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- (4) 不可抗力による火災
- (5) 予見できない異常な交通障害
- (6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- (7) 法令又は公権力の発動による運送の差し止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- (8) 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷受人の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特則)

### 第 29 条

## 運送約款

- 1 第8条第6号に該当する荷物については、当店は、その滅失、毀損又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 2 第8条第7号に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等の運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

### 第30条

- 1 荷物の毀損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から14日以内に通知を発しない限り消滅します。
- 2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

### 第31条

- 1 弊社は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格(発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。)を送り状に記載された責任限度額(以下「限度額」という。)の範囲内で賠償します。
- 2 弊社は、荷物の毀損については、荷物の価格を基準として毀損の限度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当店は、限度額の範囲内で賠償します。
- 4 弊社は、荷物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
  - (1) 第11条第1項の場合  
交通事情等の特段の事由による場合を除き、荷物の引渡し及び荷物引渡予定日時までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。
  - (2) 第11条第2項の場合  
その荷物をその特定の日に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
- 5 荷物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、弊社は、第1項、第2項又は第3項の規定及び前項の規定による損害賠償額の範囲内で賠償します。
- 6 前五項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当店は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(時効)

### 第32条

- 1 弊社の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から1年を経過したときは、時効によって消滅します。
- 2 前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、荷物引渡予定日からこれを起算します。
- 3 前二項の規定は、当社がその賠償を知っていた場合には、適用しません。

(連絡運輸又は利用運輸の際の責任)

### 第33条

## 運送約款

- 1 弊社が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

(荷送人の賠償責任)

### 第 34 条

- 1 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(賠償に基づく権利取得)

### 第 35 条

- 1 弊社が荷物の価格の全額を賠償したときは、当店は、当該荷物に関する一切の権利を取得します。

## 第 3 章 付帯業務

(付帯業務)

### 第 36 条

- 1 弊社は、品代金の取立てその他バイク便事業に付帯する業務(以下「付帯業務」という。)を引き受けた場合には、実際に要した費用を収受します。
- 2 付帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第 2 章の規定を準用します。

(品代金の取立て)

### 第 37 条

- 1 品代金の取立ての追付又は変更は、その荷物の発送前に限り、これに応じます。
- 2 弊社は、品代金の取立ての委託を受けた荷物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

# 国内利用航空運送約款

## (国内航空混載約款)

### 第1章 総則 (事業の種類)

#### 第1条

当社は、航空運送事業者（航空法〔昭和27年法律第231号〕第2条第18項に規定する航空運送事業者をいう。）が行う貨物の運送に係る次の利用航空運送事業を行う。

第1種利用航空運送事業（貨物利用運送事業法〔平成元年法律第82号〕第2条第7項に規定する事業をいう。） 第2種利用航空運送事業（同法同条第8項に規定する事業をいう。）  
(適用の範囲)

#### 第2条

当社の前条の利用航空運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令、当該貨物の運送にかかわる航空運送事業者（以下「航空会社」という。）の運送約款、又は一般の慣習によります。

2 当社の前条に付帯する業務に関する契約は、この運送約款に定めのある場合を除き、法令及びこれに基づき定められた運送約款又は一般の慣習によります。

3 当社は、前項の規定にかかわらず法令に反しない範囲で特約の申込に応ずることがあります。（約款等の変更）

#### 第3条

この運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。（荷送人の同意）

#### 第4条

荷送人は、この運送約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。（準拠法）

#### 第5条

この運送約款による運送契約及びこれに関する訴訟の手続きは、日本の法律に準拠します。

## 第2章 運送業務

### 第1節 通則（受付日時）

#### 第6条

当社は、受付日時を定め店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。（運送の範囲）

#### 第7条

当社の貨物の運送は、荷送人から貨物を引き受けた時に始まり送り状に指定された荷受人に貨物を引き渡した時に終わります。（貨物運送の順位）

#### 第8条

貨物運送の順位は、引受の順位によります。ただし、航空会社において、運航上搭載制限を必要とする場合その他の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

### 第2節 運賃及び料金（届出運賃、料金）

#### 第9条

当社は、引き受けた貨物の運送に対して届出をした運賃及び料金並びにその他運輸に関する料金を収受します。

2 前項の運賃及び料金は、店頭に掲示します。

3 当社は、収受した運賃及び料金並びにその他運輸に関する料金の割戻しはいたしません。（従価料金）

#### 第10条

1口の貨物の申告価格が30万円を超える場合には、申告価格1万円又はその端数ごとに従価料金として20円を収受します。（運賃、料金等の収受）

#### 第11条

運賃、料金その他運輸に関する料金は、運送を引き受けたときに荷送人から収受します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず貨物を引き渡すときに運賃、料金その他運輸に関する料金を荷受人から収受することについての荷送人の申し出を認めることがあります。ただし、物品の価額が運賃、料金その他運輸に関する料金より低いもの又は物品の性質が荷受人払いに適さないものについては、荷受人払いの取扱いをいたしません。（運賃請求権）

## 第12条

当社は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当社の責に帰すべき事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金並びにその他運輸に関する料金を請求しません。この場合において、当社は既に運賃、料金並びにその他運輸に関する料金の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

2 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の責に帰すべき事由によって滅失したときは、運賃、料金並びにその他運輸に関する料金の全額を収受します。

## 第3節 引受（送り状の作成）

### 第13条

荷送人は、当社に貨物を委託する場合は、貨物1口ごとに送り状を作成し、次の項目を明記し、署名又は記名捺印しなければなりません。

- (1) 貨物の品名、品質、個数、重量又は容積及び荷造の種類
- (2) 価額
- (3) 荷送人及び荷受人の氏名又は商号、住所並びに電話番号
- (4) 発送地及び到着地
- (5) 運賃、料金等の支払方法
- (6) 運送保険契約の締結方を委託するときはその旨
- (7) 品代金の取立を委託するときはその旨
- (8) 送り状の作成地及びその作成年月日
- (9) その他特別の取扱いを要するものはその希望条件

2 荷送人は、送り状の交付に代えて、当社の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3 送り状の作成は、荷送人の依頼により、当社が代行することがあります。ただし、その責任は荷送人にあります。（貨物の点検）

### 第14条

当社が送り状の記載事項について疑いがあると認めたとき又は貨物引受後において品名相違の疑いがあると認めたときは、荷送人又は第三者の立会いを求めて貨物を点検することがあります。

2 当社が、前項の規定により点検した場合において、荷送人の申告が現品と異なる時は、点検に要した費用を荷送人に負担していただきます。（引受拒絶）

## 第15条

当社は、次の場合には、貨物の引受を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申し込みが、この運送約款によらないものであるとき
- (2) 荷送人が第13条第1項の送り状の記載事項に関し申告をせず、又は第14条の規定による点検を同意しないとき
- (3) 当該運送に適する設備がないとき
- (4) 当該運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき
- (5) 第16条第1項に規定する貴重品以外の高価品であって当社が利用航空運送扱に 適さないものと認めたもの
- (6) 天災その他やむを得ない事由があるとき（引受制限貨物）

## 第16条

当社は、次の各号に掲げる貨物及び航空会社において引受を制限している 貨物並びに品目分類運賃適用貨物に該当し、利用航空運送扱に適さない貨物は 引受けません。

- (1) 貴重品 ア 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品 イ イリジウム、タングステン、その他の稀金属及びその製品 ウ 通貨（紙幣、硬貨） エ 株券、債券、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙 オ ダイヤモンド、紅玉、緑碧石、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品 カ 美術品及び骨董品
- (2) 生きた動物（魚類を含む）
- (3) 遺体、遺骨
- (4) 危険品 火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物件及びその付着物件等、 又は銃砲刀剣類等であって航空法施行規則第194条の規定により輸送が禁止されているもの（同条第2項の規定により同項の要件をみたすことによってこれに含まれないものとされたものであっても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む。）
- (5) 前号の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは、要求によって 輸送を禁止若しくは、制限されたもの
- (6) 貨物の外装に荷送人及び荷受人の氏名又は商号、並びに住所の表示のないもの
- (7) 包装、荷造の不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し、又は変質し易いもの、臭気を発するもの、その他他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの
- (8) 人若しくは、搭載物件又は航空機に害を及ぼすと当社が認めたもの
- (9) 送り状の記載事項に関する申告を虚偽と当社が認めたもの
- (10) その他航空保安上当社が不相当と認めたもの（貨物の容積等の制限）

## 第17条

当社が貨物として引き受ける1個当りの容積、重量は、航空会社が定めた制限の範囲内のもの



のとします。（貨物の価額制限）

#### 第18条

当社は、1口の貨物の申告価額が500万円を超える場合は、荷送人と当社の間に特約のない限り貨物の引受をしないことがあります。（荷造）

#### 第19条

荷送人は、貨物の性質、重量、容積及び運送距離等に応じて運送に耐えかつ、他の貨物に損害を与えないように荷造りしなければなりません。

2 当社は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求しますがその場合は荷送人は、その要求に応じなければなりません。（外装表示等）

#### 第20条

荷送人は、貨物の外装又は荷札に次の事項を見易いように表示しなければなりません。

- (1) 荷送人及び荷受人の氏名又は商号、住所並びに電話番号
- (2) 品名
- (3) 個数
- (4) その他運送の取扱いに必要な事項（輸送手段の変更）

#### 第21条

航空機の運航の中断又は不時着陸が発生した場合は、航空会社に協力し、貨物を他の輸送機関によって前途の輸送に努めるものとします。

2 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

3 第1項の場合において、貨物を他の輸送機関によって前途の輸送を行ったときは、当社は、荷送人にその旨通知するとともに既払運賃が当該他の輸送機関の運賃より小であるときは、これを追徴せず、大とするときは荷送人の請求により、これを払い戻します。

4 第2項の場合において、既払運賃が当該他の輸送機関の運賃より小であるときは、その差額を追徴し、大であるときは荷送人の請求によりこれを払い戻します。

5 第3項及び第4項の場合における他の輸送機関の運賃及びその計算方、並びに精算方については、別に定めるところによります。

6 第1項及び第2項の場合において、当社は、荷送人の代理人として行為をしたものとみなし、当該輸送機関における貨物の取扱い及び責任については、当該輸送機関の定める運送約款及びこれに基づいて定められた規定に従うものとします。

## 第4節 引渡（正当な荷受人）

### 第22条

当社が到着貨物を引き渡す場合は、正当な荷受人であることを証明するものの呈示を求めます。この場合引渡を受けた者が正当な荷受人でないことによって生じた損害については、当社は、故意又は重大な過失がない限り、その責任を負いません。（貨物の引渡）

### 第23条

当社は、貨物に関し、受け取るべき運賃、料金その他の費用が支払われない場合は、引渡を拒絶することがあります。

2 商人である荷送人が、その営業のために当社と締結した運送契約について運賃、料金その他の費用を所定期日までに支払わなかったときは、その支払いを受けなければ当該荷送人との運送契約によって当社が占有する荷送人の貨物の引渡をしないことがあります。（引渡不能貨物の処分）

### 第24条

当社は、引渡不能貨物が生じた場合、次の各号により処分します。

(1) 荷受人を確知することができない場合、又は荷受人が貨物の受取を拒み、若しくはこれを受け取ることができない場合、当社は貨物を供託することがあります。

(2) 前号の場合において相当の期間を定め、荷送人にその指示を求めても指示がないときは、当社は、その貨物を競売することがあります。ただし、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、当社は、その指示を求めないでもその貨物を競売することがあります。

(3) 前号の場合において、その貨物が腐敗又は変質し易いものであって前号ただし書きの手続きをとるとまがないときは、その手続きによらず公正な第三者の立会いを求めて任意に売却することがあります。

(4) 貨物が腐敗しやすいもので荷送人の指示を待つことができない場合は、予告なしに廃棄することがあります。

2 当社は、前各号の処分をしたときは、遅滞なく荷送人にその旨を通知します。

3 当社は、前項第3号において準用される同項第1号又は第2号の処分をしたときは、遅滞なく荷送人及び荷受人にその旨を通知します。

4 引渡不能貨物の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

5 競売代価が未収受の運賃その他の費用を補うに足りない場合は、その不足額を荷送人から申し受けます。

6 競売代価から未収受の運賃その他の費用を差し引いた残額がある場合、その残額を荷送人に返還することができないときは、これを供託します。

## 第5節 指 図（荷送人の指図）

第25条 荷送人は、自己の都合により、送り状を呈示して、次の指図をすることができます。

- (1) 運送の取消
- (2) 発送地への返送
- (3) 荷受人の変更
- (4) 到着地の変更

2 前項第1号、第3号及び第4号の指図は、その貨物の発送前に限り有効とします。 又前項第2号の指図は、その貨物が送り状に指定する荷受人に引渡される前に限り有効とします。（運送取消等の場合の運賃、料金等の払い戻し又は追徴）

## 第26条

前条の指図による運送と取消等の場合の運賃、料金等の払い戻し又は追徴は、次によります。

- (1) 前条第1項第1号による指図を受け荷送人から收受運賃料金の払い戻しの請求があった場合は、当社は、適用運賃料金の1割相当額を取消手数料として申し受けてその差額を払い戻します。
- (2) 前条第1項第2号の返送に要する運賃、料金等は、荷送人の負担とします。
- (3) 前条第1項第4号の到着地変更の場合は、收受運賃料金と新区間の運賃、料金との差額を払い戻し、又は追徴します。

## 第6節 責 任（当社の責任）

## 第27条

当社は、貨物の受取から引渡しまでの間に貨物の滅失若しくは損傷等の事故があった場合、又は貨物の延着があった場合は、これによって生じた損害について賠償の責を負います。ただし、当社が自己又はその使用人、その他の運送を委託した者が貨物の受取、集配、積卸、引渡、保管、航空運送事業者の選択、その他運送に関し注意を怠らなかったことを照明したときはこの限りではありません。（賠償額）

## 第28条

当社が価額の申告のあった貨物に生じた損害について賠償の責を負う場合の賠償額は、次によります。

- (1) 全部滅失の場合は、申告価額を限度とします。
- (2) 一部の滅失又は損傷の場合は、引渡がされるべき地及び時における貨物の価格により計算した価額の減少の割合を申告額に乗じた額とします。

(3) 延着の場合は、当社が収受した運賃及び料金の総額に相当する額を限度とします。2 当社が価額の申告のない貨物に生じた損害について賠償の責を負う場合は引渡がされるべき地及び時における貨物の価格が1口につき30万円未満のときは、引渡がされるべき地における貨物の価格を申告価額とみなし30万円以上のときは30万円を申告額とみなし前各号に準じます。(免責)

## 第29条

当社は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着、その他一切の損害について、賠償の責を負いません。

- (1) 航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合
- (2) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾、その他の事変又は強盗
- (3) 貨物の瑕疵、変質、消耗
- (4) 荷造の不完全、包装の破損、外装表示の不備、送り状の表示事項の不完全、その他荷送人の故意又は過失
- (5) 他物との接触、その他航空機内において発生しやすい事故
- (6) 降雨、降雪、強風、その他悪天候(当社の不注意によらない場合に限る。)
- (7) 第13条第1項の送り状の記載事項に関する虚偽の申告
- (8) 不可抗力による火災、水害等
- (9) 法令又は公権力の発動による運送の差止、開装、没収、抑留又は第三者への引渡(内容に対する責任)

## 第30条

送り状に記載された貨物の個数、荷姿、重量を除き、貨物の内容に関しては、送り状と現品とに相違があった場合でも、当社は、その責任を負いません。(責任の特別消滅事由)

## 第31条

貨物の損傷又は一部滅失についての当社の責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から2週間以内に当社に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当社がその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から2週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当社の責任に係る第1項ただし書の期間は、荷送人が通知を受けた日から2週間

を経過する日まで延長されたものとみなします。（除斥期間）

### 第32条

貨物の滅失、損傷又は延着についての当社の責任は、貨物の引渡の日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡がされるべき日）から1年以内に裁判上の請求がなされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができます。

3 荷送人が第三者から委託を受けた運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が第1項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から3月を経過する日まで延長されたものとみなします。（荷送人の賠償責任）

### 第33条

荷送人の故意若しくは過失により、又はこの約款及びこれに基づいて定められる規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、荷送人からその損害 相当額の賠償金を申し受けます。

## 第3章 付 帯 業 務 （付帯業務）

### 第34条

当社は、第1条の利用運送事業に付帯して次の業務を行ないます。

- (1) 運送保険の付保
- (2) 品代金の取立
- (3) 荷掛金の立替
- (4) 荷造、仕分及び保管
- (5) その他通常第1条の利用運送事業に付帯する業務

2 当社は、前項各号の付帯業務を行う場合は、届出をした料金及び実費を収受し ます。  
（品代金取立）

### 第35条

品代金取立の追付又は取立代金の変更は、当該貨物の発送前に限り、これに応じます。

2 当社は、品代金取立の取扱いをした貨物に対し、荷送人が当該貨物の発送後代金取立の委託を取消した場合又は荷送人若しくは荷受人の責に帰すべき事由により、代金の取立が不能となった場合には、品代金取立料の払い戻しをいたしません。

(付保)

第36条

当社は、引き受けた貨物を運送保険に付することについて、荷送人が承諾したときは、当該荷送人の費用をもってこれを行ないます。

--- 以下余白 ---

## プライバシーポリシー

### 1. 個人情報の定義

トラスト・エクスプレスは、個人情報とは、個人情報の保護に関する法律に規定される生存する個人に関する情報(氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができる情報)、ならびに特定の個人と結びついて使用されるメールアドレス、ユーザーID、パスワード、クレジットカードなどの情報、および個人情報と一体となった、年齢その他の個人に関する属性情報であると認識しています。

### 2. IPアドレス情報・クッキー情報

IPアドレス情報については、それら単独では特定の個人を識別することができないため、個人情報とは考えておりません。ただしこれら情報と個人情報が一体となって使用される場合にはこれら情報も個人情報とみなします。トラスト・エクスプレスの運営するメディアにおいては、たとえ特定の個人を識別できなくとも、IPアドレス情報を利用する場合には、その目的と方法を開示してまいります。また、クッキー情報については、使用致しておりません。

### 3. 個人情報利用目的の特定

トラスト・エクスプレスは、個人情報を取り扱うにあたって、その利用の目的を出来る限り特定します。

### 4. 個人情報利用の制限

トラスト・エクスプレスは、あらかじめご本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはありません。合併その他の理由により個人情報を取得した場合にも、あらかじめご本人の同意を得ないで、承継前の利用目的の範囲を超えて取扱うことはありません。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 5. 個人情報の適正な取得

トラスト・エクスプレスは、適正に個人情報を取得し、偽りその他不正の手段により取得することはありません。また、15歳未満の子供から親権者の同意なく個人に関する情報をみだりに収集しないよう留意します。

### 6. 個人情報の取得に際する利用目的の通知

## プライバシーポリシー

トラスト・エクスプレスは、個人情報を取得するにあたり、あらかじめその利用目的を公表します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 利用目的をご本人に通知し、または公表することによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的をご本人に通知し、または公表することによりトラスト・エクスプレスの権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的をご本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### 7. 個人情報利用目的の変更

トラスト・エクスプレスは、個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えては行わず、変更された利用目的について、ご本人に通知し、または公表します。

### 8. 個人情報の安全管理・従業員の監督

トラスト・エクスプレスは、個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報保護規程を定め、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

### 9. 委託先の監督

トラスト・エクスプレスは、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先と機密保持を含む契約の締結、または、トラスト・エクスプレスが定める約款に合意を求め、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

### 10. 第三者提供の制限

トラスト・エクスプレスは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめご本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき



## プライバシーポリシー

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 予め次の事項を告知あるいは公表をしている場合
  - 1. 利用目的に第三者への提供を含むこと
  - 2. 第三者に提供されるデータの項目
  - 3. 第三者への提供の手段または方法
  - 4. ご本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること ただし次に掲げる場合は上記に定める第三者には該当しません。
- (1) トラスト・エクスプレスが利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているとき

### 11. 個人情報に関する事項の公表等

トラスト・エクスプレスは、個人情報に関する次に掲げる事項について、ご本人の知り得る状態に置き、ご本人の求めに応じて遅滞なく回答します。

- (1) 個人情報の利用目的(ただし、個人情報の保護に関する法律において、その義務がないと規定されるものは除きます。ご回答しない決定をした場合は、ご本人に対して遅滞なくその旨を通知します。)
- (2) 個人情報に関するお問い合わせ窓口

### 12. 個人情報の開示

トラスト・エクスプレスは、ご本人から、個人情報の開示を求められたときは、ご本人に対し、遅滞なく開示します。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないこともあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知します。

- (1) ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) トラスト・エクスプレスの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

### 13. 個人情報の訂正等

トラスト・エクスプレスは、ご本人から、個人情報が真実でないという理由によって、内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」といいます)を求められた場合には、他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合

## プライバシーポリシー

を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の内容の訂正等を行い、その旨ご本人に通知します。

### 14. 個人情報の利用停止等

トラスト・エクスプレスは、ご本人から、ご本人の個人情報が、あらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、または偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止または消去(以下「利用停止等」といいます)を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の利用停止等を行い、その旨ご本人に通知します。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとれる場合は、この代替策を講じます。

### 15. 理由の説明

トラスト・エクスプレスは、ご本人からの要求にもかかわらず、

- (1) 利用目的を通知しない
- (2) 個人情報の全部または一部を開示しない
- (3) 個人情報の利用停止等を行わない
- (4) 個人情報の第三者提供を停止しない のいずれかを決定する場合、その旨ご本人に通知する際に理由を説明するよう努めます。

### 16. お問い合わせ

トラスト・エクスプレスのプライバシーポリシーに関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

〒143-0022 東京都大田区東馬込 2-15-2 03-3774-5731

トラスト・エクスプレス お問い合わせ係